

**保育園** 対象：生後2カ月～就学前 通園区域：市内全域

地域	園名	0歳	1～2歳	3～5歳	申込方法
市立	保原保育園	6	48	46	こども育成課または総合支所に申込書類を提出 ◎受付期間：10/7 ㊄～23 ㊄ 申込書の配布場所：こども育成課、総合支所 ※保原保育園分園は生後2カ月～6カ月の幼児を優先
	保原保育園分園	12	0歳時のみ対象（※）		
私立	梁川保育園	9	36	45	
	梁川中央保育園	15	35	60	
	ふれ愛保育園	20	20	20	

**認定こども園** 対象：生後2カ月～就学前 通園区域：市内全域

地域	園名	認定区分	0歳	1～2歳	3～5歳	申込方法
市立	梁川 梁川認定こども園 ☎ 577-0311	2・3号	6	30	90	入園希望の園に申込書類を提出 ◎受付期間：10/7 ㊄～23 ㊄ ◎私立認定こども園（1号認定希望）の申込方法などは、直接各園にお問い合わせください。 ◎1号認定は、新規申込者数が受け入れ可能人数を超過した場合は、園が定める選考方法（抽選など）で決定します。 ※1：当該園所在地の学区の幼児を優先 ※2：霊山地域の幼児を優先
		1号*1				
月舘	月舘認定こども園 ☎ 572-2331	2・3号	6	18	30	
		1号*1				
伊達	認定こども園伊達こども園 ☎ 583-2355	2・3号	21	74	135	
		1号*1				
私立	保原 認定こども園大田 ☎ 529-7611	2・3号	9	36	45	
		1号*1				45
	霊山 認定こども園上保原 ☎ 573-0927	2・3号	12	58	90	
		1号*1				90
霊山 霊山三育認定こども園 ☎ 586-3319	幼保連携型認定こども園 神愛幼稚園 ☎ 586-1215	2・3号	13	28	39	
		1号*2				10
		2・3号	3	11	9	
		1号*2				27

**小規模保育施設** 対象：生後2カ月（4カ月）～2歳 通園区域：市内全域

地域	園名	0歳	1歳～2歳	申込方法
私立	伊達 Ribbon 保育園だて ☎ 572-4456	3 (生後4カ月～)	16	入園希望の園に申込書類を提出（神愛保育園は認定こども園神愛幼稚園で受付） ◎受付期間：10/7 ㊄～23 ㊄
	保原 保育園ものき ☎ 529-6525	6 (生後2カ月～)	12	
	保原 神愛保育園 (令和3年4月開園)	6 (生後4カ月～)	12	

**幼稚園** 対象：平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれ（私立幼稚園を除く）

地域	園名	通園区域	3歳	4歳	5歳	申込方法	
市立	伊達 伏黒幼稚園 ☎ 583-3209	伊達全域	各 35			入園希望の園に申込書類を提出 ◎受付期間：10/7 ㊄～23 ㊄ ◎下記は振替休日です 10/5 ㊄：伏黒・保原幼稚園 10/12 ㊄：粟野・柱沢幼稚園 10/19 ㊄：堰本幼稚園 ◎下記は遠足のため不在です 10/22 ㊄：保原幼稚園 10/23 ㊄：柱沢幼稚園	
	梁川*3	堰本幼稚園 ☎ 577-1314	大関, 新田, 細谷, 陽光台, 梁川*5, 柳田*5	各 30			
		栗野幼稚園 ☎ 577-6744	栗野, 二野袋, 向川原, 柳田*5	各 30			
	保原	保原幼稚園 ☎ 576-3365	保原*5, 大田	各 60			
		柱沢幼稚園 ☎ 575-2565	柱沢, 富成, 上保原, 保原*5	各 30			
私立	保原 保原教会幼稚園*4 ☎ 575-2084	通園区域なし	満3歳児：4人 3,4,5歳児：各12人			10/1 ㊄から定員になるまで受付	

※3：梁川, 白根, 五十沢, 東大枝, 山舟生, 富野は梁川地域の幼稚園いずれにも通園可能です。  
 ※4：満3歳児（H30年4月2日生まれ以降）保育あり。 ※5：一部地域を除きます。



10/1 ㊄ から

令和3年4月入園  
園児募集、はじまります



チェック Check!

令和3年度園児募集（10月1日からホームページに掲載）

園 こども育成課育成係 ☎ 573-5691

**保育施設や幼稚園に入園するには**  
 10月から令和3年4月入園の園児の募集を開始します。  
 ●**申込書類の配布**  
 10月1日 ㊄～配布  
 ●**申込期間（第1次1期）**  
 10月7日 ㊄～10月23日 ㊄  
 ●**窓口は第一希望園が**  
 保育園▼こども育成課・支所  
 保育園以外▼各園になります。  
 ※いずれも、土日祝日除く  
 入園には「教育・保育給付認定の申請」、「各園への入園申込書」一合わせて2種類の申し込みが必要です。  
 教育・保育給付認定は、保護者の状況や希望に応じて保育の必要性の有無などを認定するもので、下表の3つの認定区分に分類されます。  
 支給認定区分により利用できる施設や申込時の添付書類、選考方法などが異なります。  
 また、保育園・認定こども園・小規模保育施設（2・3号認定）の利用時間は、保育を必要とする事由や就労時間によって異なります。

▼ 教育・保育級認定の区分

	1号認定（教育認定）	2号認定（保育認定）	3号認定（保育認定）
要件	子どもが <b>満3歳以上</b> （平成30年4月1日以前生まれ）で、教育を希望する場合 ※市立幼稚園は通園区域あり ※認定こども園は、幼稚園の通園区域に準じた優先利用区域あり	子どもが <b>満3歳以上</b> で、下記の保育を必要とする理由に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	子どもが <b>満3歳未満</b> で、下記の保育を必要とする理由に該当し、保育園などでの保育を希望する場合
		<b>保育を必要とする理由（いずれかに該当すること）</b> <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業中の継続利用 <input type="checkbox"/> その他、上記に類すると認められる場合	
利用時間	①教育標準時間（約5時間）	②保育標準時間（最長11時間）または③保育短時間（最長8時間）	
利用可能施設	幼稚園、認定こども園	保育園、認定こども園、小規模保育施設	
選考方法	園が選考	保育を必要とする状況を指数化し、指数によって市が利用調整	
保育料（月額上限額）	0円（別途、給食費、教材費、用品代などの実費負担あり）	0円（別途、給食費、教材費、用品代などの実費負担あり） ※保育料は令和3年4月1日時点の年齢で算定	保育標準時間認定：5万2,000円 保育短時間認定：5万1,100円

①教育標準時間：8時15分頃～13時30分頃で、各園により前後します。教育時間前後の預かり保育あり。  
 ②保育標準時間：7時～18時までの11時間。延長保育は18時～19時の1時間。  
 ③保育短時間：8時～16時までの8時間。延長保育は、7時～8時の1時間、16時～19時の3時間。